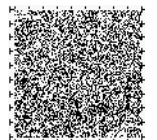
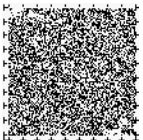


第3次青梅市食育推進計画





第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

食は、生涯にわたって健康に暮らすための基本であり、大切なものです。しかし、社会経済を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、私たちの食生活も大きく変化しています。食料は豊かであるのに、栄養バランスの偏った食事をする人も少なくないことから、生活習慣病が増加しています。

また、食品の安全は、私たちの生活に大きな不安を与える一方、大量の食品ロス、食への感謝の心が薄れているといった問題も生じています。

こうした現状のなか、平成22年に「青梅市食育推進計画」を策定し、食育の取り組みを通して市民が心身ともに健やかに育ち、食の安全・安心を確保するとともに、地域の人々の輪が広がる、元気で楽しいまちづくりの原動力となるよう推進してきました。その後、平成27年に第2次計画を策定し、取り組みを進めてきたところです。

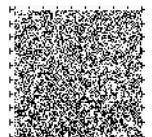
今回、第2次食育推進計画が見直しの時期を迎えたことに伴い、これまでの取り組みを評価し、本市における現状と課題や、国・都の動向を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

食育基本法の基本理念

- 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 食に関する感謝の念と理解
- 食育推進運動の展開
- 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮および農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 食品の安全性の確保等における幅広い食育の役割

食育基本法に掲げられた基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取り組みの推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供および国際交流の推進

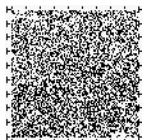
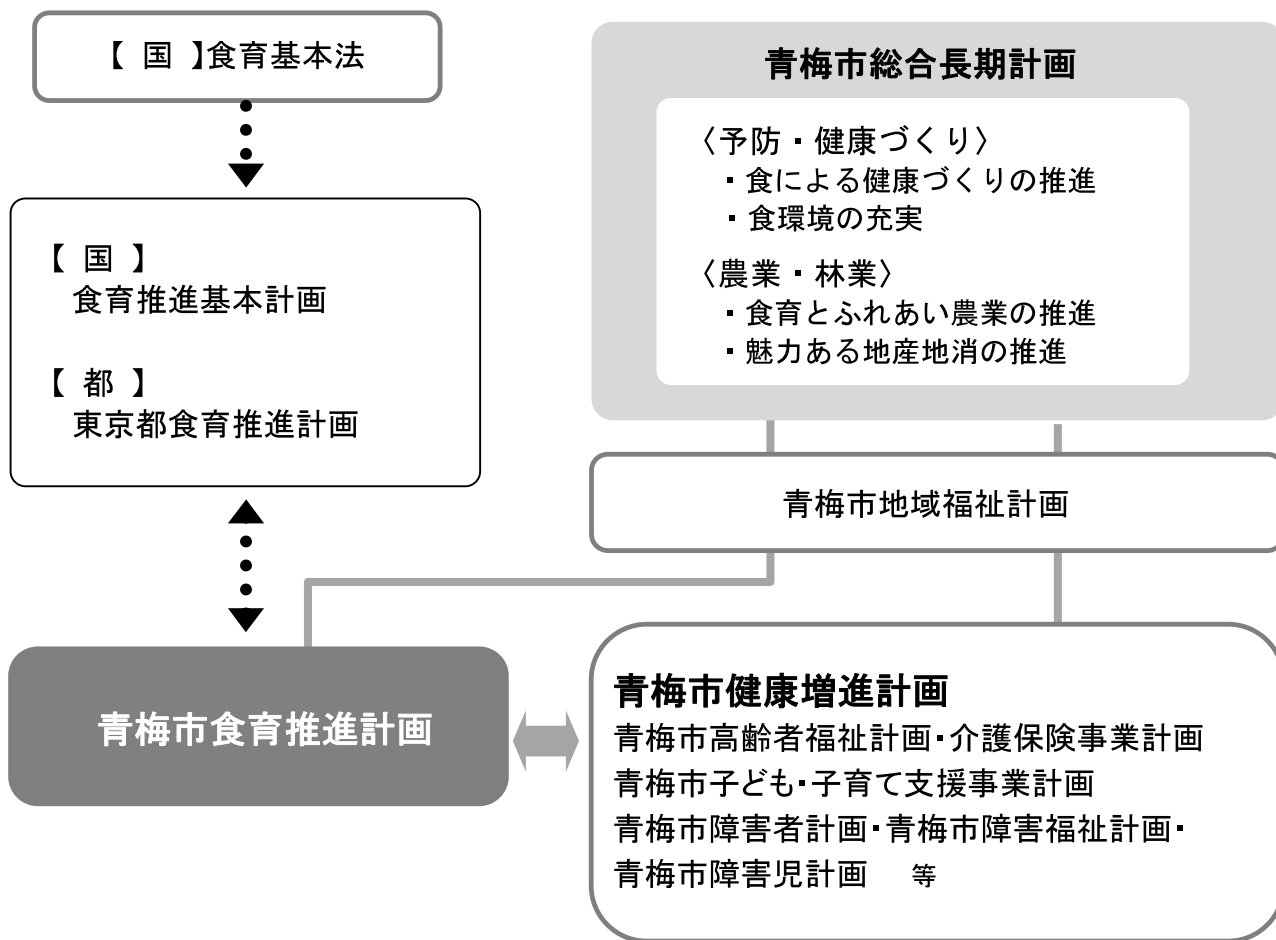


2. 計画の位置づけ

本計画は食育基本法第 18 条にもとづく市町村食育推進計画に位置づけられるものです。

食育の主役である市民はもちろん、家庭、地域、学校、事業者のそれぞれが役割を果たす中、本計画にもとづき市が中心となり食育を推進します。

また、食育は裾野の広い取り組みであることから、さまざまな分野にわたる市の個別計画と関連性を持っています。特に、市民の健康づくりに関する「青梅市健康増進計画」を食育の面から支えていくこととなり、計画の推進にあたっては連携を強めていきます。



3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とし、令和7年度に2つの計画を一体的に策定します。

本計画策定後の社会情勢の変化や法・制度等の改正などに伴い、本計画の見直し等の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第6次青梅市総合長期計画								
第2次青梅市 食育推進計画		第3次青梅市食育推進計画						
		第4次青梅市健康増進計画						
第3次青梅市 健康増進計画								

